法令・就業	美規則	・雇用条件などに沿って日本人従業員と同様に対応しなければならない
1		必須 ・社会保険加入/脱退→年金事務所に届出 ・労働保険加入/脱退→ハローワークに届出 ・健康診断(雇い入れ時・定期):費用を事業主が負担し受診させる ・安全衛生教育 ・勤怠管理・給与の支払い・給与明細の発行 ・年末調整・源泉徴収票の発行
2		発生時に •労働災害発生→労基署に届出 •産休・育休取得
		•有給・慶弔休暇などの取得
特定技能外	卜国人‡	・有給・慶弔休暇などの取得 寺有な手続き 登録支援機関等に相談しつつ対応
特定技能外		